

定めようとする命令等の題名及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則第18条第1項第1号の規定に基づく三五一・〇三一二五MHz以上三五一・六三一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件【新規制定】 (告示) ※併せて、電波法施行規則第18条第1項第1号の規定に基づく三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件（平成20年総務省告示第465号）は廃止	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第18条第1項	別添